

# 秦野ラグビースクール 会則

第1条 名 称 本会の名称は「秦野ラグビースクール」とする。

第2条 目 的 本会はラグビーを通じて体力の向上と豊かな人間性の育成を目指し、  
スポーツの厳しさを学ぶと共に、次代を担う立派な人間として成長することを願うものである

第3条 事務局 本会の事務局は、秦野ラグビースクール代表宅に置く。

第4条 会 員

- 1) 本会の会員は、園児より中学3年生を対象とし入会は随時受け付ける
- 2) 年度毎に入会申込書にて会員資格は得られ、継続はしないものとする。
- 3) 引き続き次年度も参加希望の会員は 3月中に入会手続きをすることとする
- 4) 連絡無く3ヶ月以上欠席した場合は、退会とする

第5条 組 織

- 1) 本会の組織は、代表、校長、小学生・中学生監督、コーチ、レフリー、事務局により構成される。  
必要に応じてその他の役員を置くことがある。
- 2) 会則の変更等重要な事項の決定は、代表の招集する役員の過半の賛成により決められるものとする。

第6条 会 費

- 1) 年会費は小・中学生共に傷害保険料を含め7,000円とし、入会申し込み時に納入する。  
途中入会の場合、9月以降は5,000円とし、1月以降は3,000円とする。
- 2) 申込書、参加会費の滞納ある時は 退会もやむを得ないと判断することもある
- 3) 途中退会の場合、会費は返還しないものとする。
- 4) 合宿、レクリエーション、その他の費用についてはその都度徴収する。

第7条 会 場 本会の主たる練習場は、「東海大学ラグビー場」「おおね公園」「戸川公園」他である。

第8条 活 動

- 1) 本会の活動年度は4月1日から翌3月31日までとする。
- 2) 練習日は 原則日曜日とするが 試合、行事等はこの限りではない。
- 3) 毎年4月に開校式、夏期に合宿、秋期は県大会参加等の活動を行い、3月に終了式を行う。

第9条 事故傷害

活動中における事故、傷害については、スポーツ傷害保険で対応するが、この範囲外の事故・  
傷病については本人または保護者の負担とする。

第10条 心 得

- 1) 服装は専用のラグビー用品に限定しないが、頭部保護のため「ヘッドキャップ」は必ず着用をすること。
- 2) 備品や貸与した用品は大切に扱い、返却時は清掃・洗濯すること。
- 3) 遅刻・欠席に関しては 必ず監督・コーチ等に連絡する。

附則 本規約は、昭和59年4月1日制定施行する

改定 令和元年5月10日（事務局所在地変更）